

令和5年度DX実証事業

委託業務

仕様書

1 業務名

令和5年度DX実証事業委託業務

2 委託期間

契約締結日から令和6年（2024年）3月22日（金）

3 業務内容

（1）実証事業実施業務

令和5年度DX実証事業の取組みを企画・実施する。

① 必要要件

ア 本事業で実施する取組みが別紙「くまもとDXランドデザイン」の7つのビジョン実現の方向性のいずれかに資するものであること。

【参考：別紙「くまもとDXランドデザイン」】

イ 受託者は本県のDXに資する知見・ソリューションをもつ事業者であり、本事業でそれらを活用して実証する相手先が決定しているものとする。

ウ 受託者は確実な事業実施の為、事業全体を監督し、状況を定期的に県に報告する定例月次報告会を実施する。報告様式および報告実施形態は県が別途指定するものとし最低毎月1回行うものとする。

エ 受託者は本事業の実施前に、実施内容を県と十分に協議し了解を得ること。また必要に応じて実施内容の修正等に応じること。

② 対象経費

本事業で負担する経費は、業務の実施に必要なソフトウェアライセンス、機器導入費、人件費、旅費、資料作成費、知的財産権の利用に関わる経費等、一切の経費を含む。

※以下に該当するものは経費として認めない

- ・本委託契約の締結前に発注、契約、申し込み等をした費用
- ・その他、事業目的にそぐわないと判断されるもの

③ 取組紹介動画の作成

受託事業者は事業終了までに取組・成果の概要を最大2分でまとめた紹介動画を作成すること。

④ 留意事項

ア くまもとDX推進コンソーシアムの依頼に応じて本事業の状況報告や、取組発表等に協力すること。

想定：コンソーシアムホームページでの周知・PR・・・3回
コンソーシアム等イベントでの取組発表・・・2回
取組紹介動画の提供（最大2分）・・・1回
メディア向けの現地説明会・・・1回

イ 本実証事業において、実施者に何らかの損害が生じた場合でも、県はその一切の責任を負わない。

(2) 実施報告書作成業務

実証事業実施業務を行うにあたり実施手法・経過・結果・要因について詳細に記載した報告書を作成する。必要要件を以下に記載する。

① 必須記載事項

- ・実証事業概念図（事業の全体像が1枚で説明されるもの）
- ・解決すべき課題とその状況
- ・課題を解決することによる期待される効果および社会的意義
- ・具体的な実施方法、スケジュール
- ・使用したサービス、機器の一覧、及び説明
- ・事業効果の計測方法と数値目標および、実証結果の数値実績
- ・解決策実施の結果、詳細状況、要因
- ・経費内訳
- ・今後の課題点
- ・他主体へ展開する場合の方法、考えられる課題
- ・総括・備考
- ・実証事業実施結果概要（ホームページ公開等の為に本報告書を3ページ程度で要約したもの

※上記項目以外でも必要に応じて記載

② 報告書形式

ア 必須記載事項を計10ページ以内で記載すること。

イ 報告書全体を1ファイルにまとめて提出すること。なお、A3判用紙1枚はA4判用紙2枚として換算する。

ウ 電子データで編集可能な形式とする。

③ 留意事項

ア 本事業で作成する報告書は、県内事業者へ広く公表されることに了承すること。

イ 事業効果の計測にあたっては、数値で計測できるものとし、計測結果については詳細に資料に記すこと。

ウ 作成にあたっては極力専門的な表記を避け、平易な表現に心がけること。

エ 公表に当たり、内容について十分に県と協議し、必要に応じて修正・追記等の要請に応じること。

4 納品物と納入期限

(1) 納品物

① 実証事業報告書

紙：2部 電子媒体：1部

② 取組概要動画

電子媒体：1部

- ③ 契約内で作成したドキュメント一式 電子媒体：1部
- ④ 業務完了報告書 電子媒体：1部
- (2) 納入期限：令和6年（2024年）3月15日（金）
- (3) 納入場所：熊本県庁指定場所

5 著作権の帰属について

本委託業務における成果物の著作権の扱いは、次のとおりとする。

- (1) 本業務の成果物に係る著作権（著作権法第27条及び第28条に規定されている権利を含む。）は、委託料の支払をもって本県に移転する。ただし、受託者が従前から所有していた著作権及び第三者が権利を有する著作物は、受託者または当該第三者に帰属するものとする。
- (2) 受託者が本業務の成果物に係る著作権を自ら使用し、又は第三者をして使用させる必要がある場合には、熊本県と別途協議するものとする。
- (3) 事業で購入した物品の所有権に関しては受託者に帰属するものとする。処分に別途費用が掛かる場合などは、受託者にて負担すること。

6 その他

受託者は、業務遂行上必要と認められるものであって、本仕様書の解釈に疑念が生じた事項及び本仕様書に明記していない事項については、県と協議のうえ、解決する。